

【新旧対照表】

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から30年以内、第3号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの <u>月額412,200円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの <u>月額67,100円</u> (3) (略) 2・3 (略) (通勤手当) 第16条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定	(初任給調整手当) 第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から30年以内、第3号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの <u>月額410,900円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの <u>月額66,900円</u> (3) (略) 2・3 (略) (通勤手当) 第16条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定

改正後	改正前
める割合を乗じて得た額を減じた額) ア (略) イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (3)・(4) (略) 3～7 (略) (単身赴任手当) 第17条 (略) 2 単身赴任手当の月額は、<u>3万円</u>(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、<u>3万円</u>に<u>7万円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に	める割合を乗じて得た額を減じた額) ア (略) イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>8,900円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>11,300円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>13,700円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>16,100円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>18,500円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>20,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>21,800円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>22,700円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>23,600円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>24,500円</u> (3)・(4) (略) 3～7 (略) (単身赴任手当) 第17条 (略) 2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、<u>23,000円</u>に<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の

改正後	改正前
応じて規則で定める額を加算した額) とする。 3・4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第30条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち規則で定める職員(次項において「特定管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条若しくは第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは<u>年末年始の休日等</u>(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、<u>特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別手当を支給する。</u> <u>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	区分に応じて規則で定める額を加算した額) とする。 3・4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第30条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条若しくは第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは<u>年末年始の休日等</u>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。